

## 興聖寺本『因明入正理論』翻刻読解研究（中）－Ⅱ

後 藤 康 夫

### 要約

前稿では興聖寺本『因明入正理論』（以下『入論』）の八門（〈能立〉・〈似能立〉・〈現量〉・〈比量〉・〈似現量〉・〈似比量〉・〈能破〉・〈似能破〉）の中で、第二門の〈似能立〉の三十三過失を扱いはじめた。三十三過失は〈似宗〉（正しくない主張命題・論証主題）の九過・〈似因〉（正しくない理由・根拠）の十四過〔〈四不成〉〈六不定〉〈四相違〉〕・〈似喩〉（正しくない喩例・実例）十過〔〈五似同喩〉〈五似異喩〉〕から構成されているため紙幅の関係上、〈似宗〉の九過の読解を行った。本稿では〈似因〉十四過失のうち〈四不成〉及び〈六不定〉の一つを扱う。〈因〉の過失は〈因の三相〉（遍是宗法性・同品定有性・異品遍無性）の何れか一種或いは二種を満たしていない場合に起こる過失である。〈不成因〉は〈因〉の第一相〈遍是宗法性〉を闕くためにその〈因〉を用いる立量が過失となるものであり、〈不定因〉は第二相〈同品定有性〉または第三相〈異品遍無性〉を闕くためにその〈因〉を用いる立量が過失となるものである。『入論』ではその謬った論証式例を提示する形をとっている。

キーワード 因明入正理論 因明大疏 似因 不成因 不定因

### 目次

- 一 はじめに
- 二 『因明入正理論』解説（〈似能立〉－〈似因〉中の五過）
  - 〈似因〉
  - 〈不成因〉－四過
  - 〈不定因〉－一過

#### 一 はじめに

前稿「興聖寺本『因明入正理論』翻刻読解研究（中）- I - 附：因明論理考-」<sup>1</sup>では、Śaṅkarasvāmin〔商羯羅主〕（五〇〇頃～五六〇頃？）撰・玄奘（六〇〇（二）～六六四）訳『因明入正理論』（“*Nyāyapraveśa*”）（以下『入論』）の全文八門両益（本文順の〈能立〉・〈似能立〉・〈現量〉・〈比量〉・〈似現量〉・〈似比量〉・〈能破〉・〈似能破〉八門のうち〈能立〉・〈能破〉・〈似能立〉・〈似能破〉は他者に自己の論議理を理解させる悟他門、〈現量〉・〈比量〉・〈似現量〉・〈似比量〉は自ら理解し論理を探究する自悟門の両益）の内、誤った論証である〈似能立〉の中で〈似宗〉を取り上げた。〈似能立〉とは、論証主題（〈宗〉 pakṣa）・根拠（〈因〉 hetu）・喩例（〈喩〉 dr̥ṣṭānta）の何れかに誤りがあるために不完全な論証式となっており、〈似宗〉の九過・〈似因〉の十四過・〈似喩〉十過の合計三十三種の過失がある。『入論』では過失の典型的な諸例を挙げていて、〈似宗〉には〈現量相違〉・〈比量相違〉・〈自教相違〉・〈世間相違〉・〈自語相違〉・〈能別不極成〉・〈所別不極成〉・〈俱不極成〉・〈相符極成〉の九種類の過失。〈似

因)には〈両俱不成〉・〈隨一不成〉・〈猶豫不成〉・〈所依不成〉の〈四不成〉、〈共不定〉・〈不共不定〉・〈同品一分転異品遍転不定〉(〈同分異全不定〉)・〈異品一分転同品遍転不定〉(〈異分同全不定〉)・〈俱品一分転不定〉(〈俱分不定〉)、〈相違決定〉(〈相違決定不定〉)の〈六不定〉、〈法自相相違〉・〈法差別相違〉・〈有法自相相違〉・〈有法差別相違〉の〈四相違〉の十四種類の過失。〈似喩〉とは〈能立法不成〉・〈所立法不成〉・〈俱不成〉・〈無合不成〉・〈倒合不成〉の〈似同喩〉、及び〈所立法不遣〉・〈能立法不遣〉・〈俱不遣〉・〈不離不遣〉・〈倒離不遣〉の〈似異喩〉の十種類の過失からなっている。

本稿では紙幅の関係上三十三過失の内、〈似因〉十四過の中の〈四不成〉及び〈六不定〉の一つ〈共不定〉を読解していく。

## 二 『因明入正理論』解説(〈似能立〉－〈似因〉中の五過)

凡例は前稿通りであるが、一部分変更してここに掲載しておく。本文は原文(「原」と示す)通りとし、原文誤字等がある場合は当該字に下線で記す。訓読(「訓」と示す)は誤字を訂正して表示しそれ以外は原文通りとする。そのため訓読字は、原文と異なる箇所もあるかも知れないが、該当箇所記述には校勘を含めて解説等で注記しておくこととする。詳しくは前々稿の「四『因明入正理論』全文翻刻・校勘」に記した。現代語訳(「現」と示す)は常用漢字で記し、文章上補う場合は「□」・説明語等を加える場合は「○」で示す。解説は(「解」と示す)原文の説明及び関連事項を記す。

### (二) 似能立 (なお (一) 能立である)

#### 一 似因

原：已説似宗當説似因不成不定及与相違是名似因

訓：已に似宗を説く。當に似因の不成と不定と及び相違とを説く。是れを似因と名づく。

訳：すでに〈似宗〉(誤謬の〈宗〉(論証主題・主張命題))を説いた。[次に当然]〈不成〉と〈不定〉と〈相違〉とを説く。これを〈似因〉(誤謬の〈因〉(理由・根拠))と言うのである。

解：〈似因〉には〈因〉が〈宗〉の主辞を包摂していないために〈因〉の第一相〈遍是宗法性〉を闕く〈四不成因〉(〈両俱不成〉・〈隨一不成〉・〈猶豫不成〉・〈所依不成〉)、〈因〉が第二相〈同品定有性〉・第三相〈異品遍無性〉の何れかを闕くため〈宗〉を確定できない〈六不定因〉(〈共不定〉・〈不共不定〉・〈同品一分転異品遍転不定〉(〈同分異全不定〉)・〈異品一分転同品遍転不定〉(〈異分同全不定〉)・〈俱品一分転不定〉(〈俱分不定〉)、〈相違決定〉(〈相違決定不定〉))、〈因〉が〈宗〉の主辞或いは賓辞と矛盾するため〈宗〉が成立しない場合に、本来不成立のはずのこの〈因〉を〈因〉として使い量させる〈四種相違因〉(〈法自相相違〉・〈法差別相違〉・〈有法自相相違〉・〈有法差別相違〉)の十四種類の過失がある。

#### 二 不成因

原：不成有四一兩俱不成二隨一不成三猶豫不成四所依不成

訓：不成に四有り。一つに兩俱不成、二つに隨一不成、三つに猶豫不成、四つに所依不成なり。

訳：〈不成因〉には四種類ある。一つには〈兩俱不成因〉、二つには〈隨一不成因〉、三つには

〈猶豫不成因〉、四つには〈所依不成因〉である。

**解：**一つめの〈兩俱不成因〉とは立論者・対論者の立敵双方から〈因〉が〈宗〉の主辞と無関係となる過失で、これは〈因〉の第一相である〈遍是宗法性〉（主題所属性：「 $(x) (Px \rightarrow Hx) \wedge (\exists x) (Px \wedge Hx)$ 」<sup>2</sup>）、理由根拠Hは主題Pに存在する<sup>3</sup>）を闕く不成立の過失因である。以下、すべて〈遍是宗法性〉を包摂していない過失となる。

二つめの〈随一不成因〉とは立論者・対論者の何れか一方が〈因〉に〈遍是宗法性〉を具備していても他が認めないため〈立敵共許〉に反する過失。

三つめの〈猶豫不成因〉とは〈遍是宗法性〉の条件が疑わしいにもかかわらず、それを〈因〉として立量する過失。

四つめの〈所依不成因〉とは〈宗〉の主辞である〈所依〉が立論者・対論者の自他双方に認められている〈立敵共許〉ではないために〈遍是宗法性〉が成立していない過失。

**原：**如成立聲爲无常等若言是眼所見性故兩俱不成

**訓：**聲を成立して无常なり等と爲し、若し是れ眼所見性なるが故にと言ふが如きは兩俱不成なり。

**訳：**「声は無常である」という〈宗〉を成立させるために、もしその〈因〉に「眼所見性（眼により見られるもの）であるから」（肉眼の対象となるから）を立てると〈兩俱不成〉という過失になる。

**解：**声無常説の勝論学派（Vaiśeṣika）が声常住説の声論学派に対して「声は無常である」という〈宗〉（主張命題・論証主題）を立てるのに際して、「肉眼の対象」（眼所見性）であるからという〈因〉（理由・根拠）を立てる場合に、この〈因〉が過失に陥ってしまう。「眼所見性」は〈宗〉主辞の「声」とは何の関係性も有さず、勝論学派・声論学派の立敵双方には「声は眼所見性であるから」という包摂関係を構築できず承認されないために過失となってしまうのである。つまりこの過失因を「因体」「因用」の二点から述べれば、立論者・対論者双方からとって〈宗〉の賓辞である「無常」を成立させられないので「因体不成」「因用不成」の二種がある。前者とは上述したとおり〈宗〉主辞に包摂されないことを指し、後者とは〈遍是宗法性〉（〈因〉は〈宗〉主辞に包摂される）を闕くために〈因〉の用きを喪失していることを指すものである。これは『因明大疏』巻中の「今眼見因。勝聲二論。皆不共許聲有法有。非但不能成宗。自亦不成因義」（今眼見の因を勝と声との二論は皆共に声といふ有法に有りとは許さず。但だ宗を成ずること能はざるのみに非ず。自にも亦因の義を成ぜず）<sup>4</sup>を解釈して自他に対する「因用不成」を中心とし自に対する「因体不成」を兼ねると説明されることがある。『因明大疏』にもとづけば、本文の「等」には「眼所見性」の〈因〉は「声無常」の不成立に陥る過失だけでなく「声」上の無漏・所作等を成立させる過失となる辺りを述べている。

今、『因明大疏』により四句分別<sup>5</sup>すれば、このように説かれている。すなわち、一つは〈有体全分兩俱不成〉（論の所説のとおりである）。

二つは〈無体全分兩俱不成〉（声論師が仏弟子に対して「声は是れ常なり。実の句に撰するが故に」と立量する。この実（dravya：諸法の実体）に撰する〈因〉は両方に無体と説く。共に有法には無いからである）。

三つは〈有体一分兩俱不成〉（「一切の声は皆常なり」という〈宗〉に「勤勇無間所発性」（意志的な努力によって瞬間に音声を発する）という因を立てる。立敵もこの〈因〉は外声には無いと認めている）。

四つには〈無体一分両俱不成〉（声論師が仏弟子に対して「声は常なり」という〈宗〉に「実句の所撰にして耳の所取である」という〈因〉を説くようなものである。「耳所取」という〈因〉は立敵に声上において有りと許すものである。「実句所撰」という一分の〈因〉の言は両俱に無い故に声に転じない）。このうち本文の「声無常眼所見性故」は〈有体全分両俱不成〉にあたる。

ここで「有体」・「無体」の体は現わす側の能詮の〈因〉を指し、その〈因〉を承認する場合を「有体」、承認しない場合を「無体」と区別しており、立敵共許の〈因〉は有体両俱・立敵不共許の〈因〉は無体両俱となる。なお〈因〉が立論者のみ認められる場合は有体自随一・対論者に認められない場合は無体他随一となる。これが反対となれば立論者は無体自随一・対論者は有体他随一となる。さらに「全分」とは〈因〉が〈宗〉の主辞に包摂し、「一分」とはある場合には包摂しある場合には包摂しないように部分的に包摂することを述べるものである。つまり「全分」「一分」は〈宗〉に関係していることになろう。

原：所作性故對聲顯論隨一不成

訓：所作性なるが故にを聲顯論に對せば隨一不成なり。

訳：〈因〉の「所作性（作られたもの）であるから」を声顯論師に対して立量すれば〈隨一不成〉の過失となる。

解：〈因〉（理由・根拠）が立論者対論者双方から見て〈宗〉の〈有法〉（主辞）に存しない場合に、この〈因〉（眼所見性）は立論者・対論者双方の立敵共許であるのが、前述の〈両俱不成〉であった。それが〈因〉が〈宗〉の〈有法〉に存するか否かについて一方は認め他方が認めない場合に〈隨一不成〉の過失という。立論者が認めないものが〈自随一不成〉、対論者が認めないものが〈他随一不成〉となる。ここで取り上げられている立量は、勝論学派（Vaiśeṣika）が声顯論師に対して「（〈宗〉声は無常である）」「〈因〉所作性であるから」と主張する場合である。勝論学派は当然これを認めるものの声顯論師にとっては声の所作性という性質は認めていない。即ち、基たちの認識によれば、声の常住性を説く声論論師には二派あるとされる。一つは声は本来存在しなかったが諸縁に依り新たに生じ、一旦生じてしまうと常住不変と説く声生論師である。彼らは声の所作性を容認するが、もう一方は声は本来存在しているものただ穩頭の差がある常住と捉えている声顯論師である<sup>6</sup>。彼らの捉え方とは、もともとは穩れていた存在が勤勇無間所発性等の諸縁に依って眼前に顯現するものであるため“穩”から“顯”へと移行するに過ぎないとしている。それ故に「所作性故」という一語では、一般的に新たに作られたという新生の意味では認めても特に「声」に対しては適応できないと説くのである。このため勝論学派の立量が承認できないこととなるためにこの〈因〉では対論者にとって〈隨一不成〉の過失となってしまう。このありようはまさに「因体不成」の義を指している。

声顯論師への立量が〈隨一不成〉の過失となるが、詳しくは〈有体他全分隨一不成〉の過失となる。「有体他全分」とは「有体」「無体」・「自」「他」・「全分」「一分」の区別にもとづくものである。「有体無体」の「体」とは能詮の〈因〉を指し、〈因〉を承認する場合を「有体」、承認しない場合を「無体」と区別する。「自他」とは前述の通り立論者・対論者それぞれが承認しない区別である。「全分一分」とは〈因〉が〈宗〉の主辞に包摂するか部分的に包摂するかの区別である。このため〈因〉となっている「所作性」そのものは声顯論師も容認しているため「有体の因」と言えるが、この立量〈因〉そのものが声顯論師は認めないため「他」と言

え、この〈因〉は〈宗有法〉(論証主題の主辞)に対応させれば全く包摂されない非容認であるため「全分」となる。故に勝論学派が声顕論師に「所作性」を〈因〉に用いて立量すると〈有体他全分随一不成〉となるわけである。

まさに〈随一不成〉を「有体」「無体」・「自」「他」・「全分」「一分」に区分して八句に区分するのが『因明大疏』巻中<sup>7</sup>に示される過失の種類である。

一つは「有体他随一」〔有体他全分随一不成〕。『入論』所説の通りで、勝論学派が声顕論師に対する立量「声無常、所作性故」である。

二つには「有体自随一」〔有体自全分随一不成〕。声顕論師が仏弟子に対して声を立てて常住とみて「所作性の故」と説くような立量「声常、所作性故」である。

三つには「無体他随一」〔無体他全分随一不成〕。勝論学派が諸声論論師に対して「声は無常である、徳の句を撰する故に」を立てる場合。声論論師は勝論学派が立てる徳句を認めないために「声無常、徳句所撰」が過失となる。〈両俱不成〉の論式の中にも「実」は述べられていたが、勝論学派では六つの範疇が各々相応することで世界を解釈する立場にあり、徳(guṇaグナ)は実体の属性・性質・状態を示し、これに色(rūpa)味(rasa)香(gandha)触(sparśa)数(saṅkhyā)量(parimāṇa)別体(別異性prthaktva)合(結合saṃyoga)離(分離vibhāga)彼体(彼方性paratva)此体(此方性aparatva)覚(buddhi)楽(sukha)苦(duḥkha)欲(欲求icchā)瞋(嫌悪dveṣa)勤勇(意志的努力prayatna)声(sabdah)等の二十四種<sup>8</sup>を挙げていて、声がそこの所撰となっている。

四つには「無体自随一」〔無体自全分随一不成〕。声論論師が勝論学派に対して「声は是れ常である、徳の句を撰する故に」と立てる場合の立量「声常、徳句所撰」である。声論師が容認しない徳句を〈因〉としている。

五つには「有体他一分随一」〔有体他一分随一不成〕。大乘師が声論論師に対して「声は無常である、仏の五根に取られる(撰められる)」と説く立量である。大乘においては仏等は諸根互用を認めている。例えば、眼根が声境を認識したりするように眼根—色境関係に限らない等の能力を指している。これは自(ここでは大乘師)においては成立するものの、他(ここでは声論論師)においては一分である四根(耳根を除くのは今は声をその対象としているため)は取らないからである。

六つには「有体自一分随一」〔有体自一分随一不成〕。声論論師が大乘師に対して「声」を立てては「常」とみて「仏の五根に取られる(認知される)」と説く立量である。もともと声論論師にとってはこの「仏五根所取」の〈因〉は容認できない〈因〉である。

七つには「無体他一分随一」〔無体他一分随一不成〕。勝論学派が声論論師に対して「声は無常である、徳句の所撰にして耳根に取られる」と立てるものである。この「耳根所取」という〈因〉は立論者対論者の両者が認めるところであるが、「徳句所撰」は他の一分のみ成立する語句である。即ち「徳句所撰」は「他」である勝論学派の説く六句義理論<sup>9</sup>——(「実」dravyaドラヴィヤ：諸法の実体、「徳」guṇaグナ：実体の属性・性質・状態、「業」karmanカルマン：実体の作用・運動、「同」〔(大)有性〕sāmānyaサーマーニヤ：共通性・実徳業に共通して普遍類同させ同類の観念を生む、「異」〔同異性〕viśeṣaヴィシェーシャ：差異性・あるものを別のものから差異・区別を生じさせる、「和合」samavāyaサマヴァーヤ：相応性・五句義等を結びつけ共同関係にさせる不可分で別々の実在の関係)または実・徳・業・有・同異性・和合性のこと。有性(有)は実・徳・業の三者を不可分として統一存在させる関係をあらわす——のうちの徳句を構成する声の一分だからである。

八つには「無体自一分随一」〔無体自一分随一不成〕。声論論師が勝論学派に対して「声」を立てて「常」とみなし「徳句所撰耳根所取」の〈因〉を説く立量である。当然ながら声論論師は「徳句」を立てないので、それを〈因〉として立量すること自体が全く過失となる。ただし勝論学派にとっては「徳句所撰」は認められるが「声常」は認めないものである。

このように『因明大疏』にもとづけば八句分別となるが、五句・六句の「仏五根所取」のうち「耳根」を除く四根が容認できないとみるように五根の〈因〉を分割する論じ方や七句・八句の「徳句所撰耳根所取」ように「徳句所撰」と「耳根所取」の二つの〈因〉を立てており、何れも仮立の分別と言えなくもない。

このうち諸の他随一の全分（全句）の自比量（自らのための比量）には「自許」の言を措定し、諸の自随一の全分（全句）の他比量（他者のための比量）には「他許」の言を措定すると、何れも過失を免れることになる。これは簡別の言を置くことで因明の過失規則を回避することとなるからで、簡別語のない場合や一分の場合には過失となるとされている。ところが、一見するとそれで過失を免れるように見えるが、自比量（三相等により自らが正しく認識する）を用いて〈能破〉（相手の論証主題の誤謬を示す）においては〈因〉は「共許」や「他許」ものでなければならぬため、上記のような簡別語の措定では立量を全うできないものである。

原：於霧等性起疑惑時爲成大種和合火有而有所説猶豫不成

訓：霧等の性に於いて疑惑を起こす時、大種和合の火有りとなぜんが爲に而も説く所有らば猶豫不成なり。

訳：〔曖昧模糊としてその場所にあるものは〕霧等（烟・煙・塵・蚊・虻など）か定かではないもの〕に対して〔決定できず〕疑いを起こす場合に、〔それを〈因〉としてその場所に〕四大種（地水火風）所造の火が存在すると主張するならば〈猶豫不成〉の過失となる。

解：〈因〉の第一相〈遍是宗法性〉を満たしているか不明確にも関わらず、それを〈因〉として立量することによる過失が〈猶豫不成〉である。

まず訓読に関しては「於いて」を「於に<sup>うえ</sup>」と、「説くところ有らば」を「所説有らば」と訓読することは可能である。さらに「為」には「ため」と「なす」の複数訓が認められる。

今ここでは「為」を「ため」と訓読した。これは「於霧等性起疑惑時爲成大種和合火有」文が、立量する意味を示すものとして捉えることによるもので、「為」は「為与」の義に理解している。一方の「なす」と訓じる場合は、その前提に『入論』「於霧等性起疑惑時爲成大種和合火有而有所説」の「而有所説」が、『因明正理門論本』（以下『門論』）での「如依烟等起疑惑時。成立大種和合火有。以現烟故」<sup>10</sup>（大正三二・一中）の「以現烟故」に該当することを理解する必要がある。両文の相違は「而有所説」と「以現烟故」だけであって両文同意であることを理解できる。このため日本の僧侶たち善珠（七二三～七九七）の『因明入正理論疏明燈鈔』巻二末「如云彼烟下定有火。因云以現烟（+相：元文二年写薬師寺蔵本）故」<sup>11</sup>や蔵俊（一一〇四～一一八〇）の『因明大疏抄』巻一〇も「如云彼烟下定有火。因云以現烟故」<sup>12</sup>と引用しながら記す通り、この語を〈因〉と見なすならば、「大種和合火有」を〈宗〉、「以現烟故」を〈因〉とする〈宗・因〉の立量となる。換言すれば「（霧等で定かでない）彼のところに（大種和合の）火あるべし。烟を現ずるが故に」ということになる。即ち『入論』「而有所説」が、『門論』「以現烟故」と述べるように〈因〉を構成すると見るならば、「為」は「為作」の義として「なす」

と訓読することができ、「大種和合の火有りとならずと為す。説くところ有る（所説有る）がゆえに」という〈宗〉〈因〉を説くと見ることも可能である。これらは漢文語法的解釈と言い得るかも知れない。

つまり、この立量は、遠くを眺めて、霧が発生しているのか、火が煙を立ち上らせているのか、風が塵を舞い上げているのか、草叢に虻蚊が発生しているのか多くの人が曖昧に感じ疑わしく思っているさなか、ある者が事火（所造の色法）<sup>13</sup>が存在するという〈宗〉を立てて「彼の所見の烟等の下に事火有るに似たり。而かも説くところ有らばとは謂く彼の因を立す。『理門論』に云く「烟を現ずるを以ての故に」と。喩は厨等の如し」<sup>14</sup>という論式——彼の所見の烟下に火がある。烟が現れているから。喩えば厨房等のようなものである——を立てるものである。この〈因〉は立論者が自ら立量する〈宗〉を成立させられないだけでなく、対論者をもその〈宗〉に対して疑いを持たせて俱に疑惑を生じることとなる。まさに疑因は宗果（〈宗〉を立てるという主張すべき結果）を成立させないわけである。このような疑因は〈因〉そのものが成立するわけもなく所謂「因体不成」であって〈宗〉も成り立たず、火が存在するともしないとも未決の段階であるからその〈宗〉にも疑いが生じるものである。

このような〈不成因〉には『因明大疏』巻中<sup>15</sup>によれば六句分別に区分される。

一つには「両俱全分猶予」〔両俱全分猶予不成〕。『入論』所説の通りで、〈因〉と〈宗〉とに疑いが生じ、〈宗〉成立を決定できず〈因〉過失となる。

二つには「両俱一分猶予」〔両俱一分猶予不成〕。立論者対論者双方が近処で煙を見るものの遠処の霧等不明瞭なものを疑い決定できないのに立量して「彼の遠近の処には事火がある。煙があるからである。厨等の中の通りである」と述べている。近処の一分には煙を見て決定するが、遠処の一分には疑いがあるとする過失である。

三つには「隨他一全分猶予」〔他隨一全分猶予不成〕。立論者が遠処より来たり煙を見たとするも対論者は疑う。しかし立論者が最初の『入論』所説の全分比量（両俱全分猶予）を立てる過失である。

四つには「隨自一全分猶予」〔自隨一全分猶予不成〕。対論者が遠処より来たり煙を見たとするも立論者は疑う。ところが立論者が疑うにも関わらず自ら最初の全分比量（両俱全分猶予）を立てる過失である。

五つには「隨他一一分猶予」〔他隨一一分猶予不成〕。立論者は遠近処において煙を見たとするものの対論者は近処は定まるが遠処は疑う。それにも関わらず、そのまま立論者は第二の一分比量（両俱一分猶予）を立てる過失である。

六つには「隨自一一分猶予」〔自隨一一分猶予不成〕。対論者は遠近処において煙を見たとするものの立論者は近処は定まるが遠処は疑いが残る。それにも関わらず立論者は第二の一分比量（両俱一分猶予）を立てる過失である。

これらは何れも〈因〉の猶予を示す過失となっている。ただし一分では「猶予過失」は成立し難く仮立と言わざるを得ない点がある。つまり遠近処において事火があるとすると、〈因〉は遠近各別とならざるを得ないという見方が可能である。更に近処の煙から火が存在するとするならば立論者対論者双方認める〈相符極成〉過失となるし、遠処の疑いであれば〈全分猶予不成〉となってしまう。

この「両俱全分猶予」には〈因〉〈宗〉に疑いが生じるわけであるが、その〈宗〉について一言すれば、〈能別〉・〈所別〉・〈総別〉（俱）の猶予が認められ、両俱全分及び一分、隨他及

び随自の全分一分の計十八句の分別となる。即ち〈能別猶予不成〉、〈所別猶予不成〉、両俱及び随一の〈俱不極成〉、その全分一分等が挙げられる。また先述の「彼の所見の烟等の下に事火有るに似たり」と言うように「似たり」では事火が存在すると言えず却って〈自語相違〉となるし、立論者対論者双方が疑いを認め合うものには〈相符極成〉となってしまう。

このように〈因〉の猶予性に着目するものの、これを用いて立量しようとしていたため却って〈宗〉も過失に陥ることになってしまったものである。

**現：**虚空實有徳所依故對无空論所依不成

**訓：**虚空は實として有なり、徳の所依なるが故に。无空論に對せば所依不成なり。

**訳：**「虚空は実体として有（存在する）である。徳〔という属性〕の依り所であるから」と、〔経部師の説く〕無空論（虚空実有に反して虚空には実体はないと主張）に対して立量すれば、〈所依不成〉の過失となる。

**解：**〈所依〉（〈宗〉主辞）が立論者・対論者の双方に認められていない（立敵不共許）ために〈因〉の第一相〈遍是宗法性〉（〈因〉は〈宗〉主辞に包摂される）を闕いている過失。実有としての虚空を承認する勝論学派（Vaiśeṣika）が、それを認めていない者に対して「虚空実有」の論証に「徳所依故」という〈因〉を立てる場合である。前の〈不成〉三過は当然〈遍是宗法性〉を闕いていたものの、〈宗有法〉は立論者対論者俱に承認する「極成」（第一過・第三過）や一方が承認する（第二過）過失であったが、ここでは〈宗有法〉の「不極成」過失である。因明の規則は〈宗有法〉と〈宗法〉は俱に必ず立論対論両者にとって〈極成〉していなければ〈宗〉は正しく成立しないわけである。しかも〈宗〉〈因〉は、〈宗有法〉は〈因〉の所依・〈因〉は〈宗有法〉の能衣の関係性があるため〈宗〉過の〈所別不極成〉にもあたり、〈因〉過の〈所依不成〉である。この能衣・所依の関係性は、勝論学派が経部論師に上記立量を立てる場合、経部師は「虚空」を立てないため「徳所依故」という〈因〉自体が所依のものを闕き〈宗〉は不成立となる。即ち〈能別〉の〈宗法〉と〈因〉とは、〈有法〉の体そのものと別の意味（属性）であるにも関わらず、その体を否定してしまうと、〈能別〉の意味を持つ〈因〉を立てる根拠を無くしてしまうことによる〈宗〉〈因〉の過失と言えよう。

勝論学派所説の六句義のうち実句（諸法の実体）は所依・徳句（実体の属性・性質・状態）は能依関係にあり、虚空は実（dravyaドラヴィヤ：地（pṛthivī）水（āpas）火（tejas）風（vāyu）空（ākāśa）時（kāla）方（dik）我（ātman）意（manas）の九種）に属する。その虚空と徳との関係も虚空は所依・徳句は能依となる。この虚空は基<sup>16</sup>によれば、数徳（数感覚を引き起す）・量徳（大小長短方円の形状容積を引き起す）・別徳（彼此を区別する性質）・合徳（離れているものを合する性質）・離徳（合しているものを離す性質）・声徳（聴覚の対象となる）の六徳があるとされる。この六徳は別々のものであるが、徳だけでは作用をはたらかせられず虚空に依ってはじめて作用を及ぼせる関係にあるしている。この点から勝論学派にとっては、虚空は徳句の所依であって虚空は実有であると立量するわけである。

この〈因〉は〈所依不成〉のみならず、〈随一不成〉ともなる。即ち、対論者である経部師とは部派の経量部を指しているため立論者の勝論学派が「徳所依故」を認めるけれども対論者にとっては当然承認できない〈因〉である。それゆえ先述の通り〈因〉が〈宗有法〉に存するか否かについて立論者は認めるものの、対論者が認めない〈随一不成〉の過失になる。しかも対論者



が認めない〈他随一不成〉でもある。

今『因明大疏』巻中<sup>17</sup>によれば、〈所依不成〉には複数の分別が可能である。これには〈両俱所依不成〉と〈随一所依不成〉とに分類できる。前者には三句、後者には六句の分別がある。前者は、

一つには「有体全分」〔有体全分両俱所依不成〕。薩婆多部が大乗師に対して「我は常住である。識の所縁であるから」と立量する過失である。所依の「我」は無体であり、能依の「因」(識所縁故)は有体となる。

二つには「無体全分」〔無体全分両俱所依不成〕。数論学派(Sāṅkhya-darśana)が仏弟子に対して「我は実有である。徳の所依であるから」と立量する過失である。仏弟子は言うに及ばず数論学派にとっても「徳句」は説かない〈立敵不共許〉である。

三つには「有体一分」〔有体一分両俱所依不成〕。勝論学派が大乗師に対して「我と業とは実体がある。動作があるから」と立量する過失である。「業」においては動作があるものの、「我」においては動作は存しないため一分となっている。

後者は、

一つには「有体他随一」〔有体他随一所依不成〕。数論学派が仏弟子に対して「自性は有(存在)である。生死の因であるから」と立量する過失である。もとより仏弟子は自性諦(prakṛti)という物質原理(根本原質)は承認していない。しかし数論学派<sup>18</sup>では、精神原理の神我諦(puruṣa)が自性諦を觀照することで自性諦より世界を变出等するという顯現をしたり隱没する所謂「転変無常」を説いている。即ち自性諦より世界が顯われたり隱れたりという点で生死の因と見なしているわけである。

二つには「有体自随一」〔有体自随一所依不成〕。数論学派が大乗師に対して「蔵識は常住である。生死の因であるから」と立量する過失である。数論学派は「蔵識」を説かないため過失となっている。

三つには「無体他随一」〔無体他随一所依不成〕。『門論』に「或於是處有法不成。如成立。我其體周遍於一切處。生樂等故。(或いは是の處に於いて有法の成ぜざるは、《我は其の體、周遍なり。一切の處に於いて樂等を生ずるが故に》と成立するが如し)」<sup>19</sup>と、数論学派が立量するけれども大乘側は全く認めないために陥る過失である。ただし「樂等」は、数論学派所説の神我諦が自性諦を觀照して二十三諦が生じてくる中には出てこず、直接的には勝論学派所説の徳句二十四種に含まれるものである。抑もこの引用は『門論』の〈所依不成〉を説く箇所引用であり、仏教徒に対し「私の體は周遍している。一切處に樂等を生じるからである」と立量する通り、〈因〉の所依となる〈宗有法〉の「我」は仏教徒は承認しないため〈共許〉とならない過失である。当然『入論』所説であれば「虚空実徳所依故」を例とする〈所依不成〉の範疇であることは言うまでもない。

四つには「無体自随一」〔無体自随一所依不成〕。經部師がこの論を立てる通りであると説明されている。これはまさに經部師が勝論学派に対して立量する「虚空実徳所依故」を指している。それが「無体」の「自」の〈随一所依不成〉に該当するものである。

五つには「有体他一分随一」〔有体他一分随一所依不成〕。数論学派が大乗者に対して「五大は常住である。よく果を生じるからである」と立量する過失である。空大を含む五大は数論学派で説かれ、他の地水火風の四大(数論では一切法に遍満し生成所依となる・仏教では能造の四大と所造の色法の関係性にあり、四大は色法を生じる所依となる)が果を生じることは立論師・対

論者双方が認め得るものである。ところが、空大が果を生じる点は大乗者は承認しないために過失となってしまうものである。

六つには「有体自一分随一」〔有体自一分随一所依不成〕。大乗者が数論学派に対して「五大は常住ではない。果を生じるからである」と立量する過失である。立論者の大乘側にとって、適応される地水火風を包摂するとは言え、もともと承認しない空大を含めた五大を取り上げて、常住ではないと主張しても所詮過失に陥るわけである。

### 三 不定因

原：不定有六一共二不共三同品一分轉異品遍轉四異品一分轉同品遍轉五俱品一分轉六相違決定

訓：不定に六有り。一つに共、二つに不共、三つに同品一分轉異品遍轉、四つに異品一分轉同品遍轉、五つに俱品一分轉、六つに相違決定なり。

訳：〈不定因〉に六種類ある。一つに〈共不定〉、二つに〈不共不定〉、三つに〈同品一分轉異品遍轉不定〉、四つに〈異品一分轉同品遍轉不定〉、五つに〈俱品一分轉不定〉、六つに〈相違決定不定〉である。

解：〈因〉のうち第二相〈同品定有性〉（同類存在性：「 $(\exists x) (\neg Px \wedge Hx \wedge Sx)$ 」、論証されるべき性質Sを持つもののみ理由根拠Hが存在する<sup>20)</sup>）或いは第三相の〈異品遍無性〉（異類非存在性：「 $\neg (\exists x) (\neg Px \wedge Sx) \wedge Hx$ 」、論証されるべき性質Sを持たないものには理由根拠Hは決して存在しない<sup>21)</sup>）を満たしていない〈因〉を用いて立量する場合に〈宗〉を確定・断定できない過失である。

一つめの〈共不定〉は〈因〉が〈宗同品〉（〈宗〉賓辞と同類）だけではなく〈宗異品〉（〈宗〉賓辞と異類）にも存在するため、この〈因〉では〈宗〉を確定できない。即ち〈異品遍無性〉を闕いていることになる。例えば声論論師が勝論学派（『因明大疏』には後述する仏法者）に「声は常住である。所量性であるから。虚空の如し、瓶等の如し」と立量するような場合である。常住である〈同品〉の虚空にも無常である〈異品〉の瓶等にも俱に心によって量られ分別されるものであるため〈因〉が〈同異二品〉に包摂されてしまっている。「声は常住である」とも「声は無常である」とも確定できない。

二つめの〈不共不定〉は〈因〉が〈宗同品〉にも〈宗異品〉にも存在しないために、この〈因〉では〈宗〉を確定できない。つまり〈同品定有性〉を闕いていることになる。例えば声論論師が仏弟子に「声は常住である。所聞性であるから。虚空の如し、瓶等の如し」と立量するような場合である。「所聞性」の〈因〉は常住である〈同品〉の虚空にも無常である〈異品〉の瓶等にも何ら関係なく包摂されない。虚空も瓶等も耳によって聞かれるものではないため常住とも無常とも決することができず〈宗〉を確定できない。

三つめの〈同品一分轉異品遍轉不定〉とは、〈因〉が〈宗同品〉の一部のみ通じ、また〈宗異品〉の全体にも通じているため、この〈因〉では〈宗〉を確定できない過失。この場合は〈異品遍無性〉を闕いている〈因〉となる。例えば声論論師が声論論師に「声は勤勇無間所発性ではない。無常性であるから。電空の如し、瓶等の如し」という立量は、〈因〉は〈同品〉の雷電や虚空等の一部に包摂（同品一分轉）されるものの〈異品〉の瓶等全部に包摂（異品遍轉）されるので「声は勤勇無間所発性ではない」の〈宗〉を確定できなくなるのである。

四つめの〈異品一分轉同品遍轉不定〉とは、〈因〉が〈宗同品〉の全体に通じるだけでなく〈宗異品〉の一部のみ通じているため、この〈因〉では〈宗〉を確定できない過失。これも

〈異品遍無性〉を闕いている〈因〉となる。例えば声顕論師が声生論師に「声は勤勇無間所発性である。無常性であるから。瓶等の如し、電空の如し」という立量は、〈因〉は〈同品〉の瓶等全部に包摂（同品遍轉）されるものの〈異品〉の雷や虚空等の一部に包摂（異品一分轉）されるので「声は勤勇無間所発性である」という〈宗〉を確定できなくなるのである。

五つめの〈俱品一分轉不定〉とは、〈因〉が〈宗同品〉の一部のみならず〈宗異品〉の一部にも通じているために、この〈因〉では〈宗〉を確定できない過失。これも〈異品遍無性〉を闕いている〈因〉となる。例えば声論論師が勝論学派に「声は常住である。無質碍であるから。虚空極微時等の如し、瓶等楽等の如し」という立量は、〈因〉は〈同品〉の虚空等には包摂されるが極微や時等には包摂されず、〈異品〉の楽等には包摂されるが瓶等には包摂されないという。即ち〈同品〉〈異品〉の一部分に通ずることによって「声は常住である」という〈宗〉を確定できない。

六つめの〈相違決定不定〉とは、立論者・対論者双方がそれぞれ三相を備えた〈因〉を立て、それによって相互に相違した〈宗〉を成立させる場合である。自己の主張は全うできる〈因〉であるものの、相手の主張を打ち破るには不十分となるため〈宗〉を決定できない過失。この「相違決定」の語意は、立論者・対論者相互に矛盾した主張を決定している意味である。例えば勝論学派が声生論師に「声は無常である。所作性であるから。瓶等の如し」（所違量）と立量するも声生論師が「声は常住である。所聞性であるから。声性の如し」（能違量）と反論立量するものである。勝論学派が「所作性」の〈因〉を用いる場合、声が所作性であることは〈因三相〉を完備しつつ声生論師も承認するため立量は成立する。しかし一方で、声論では常住性の声は聞かれるものであるため〈因三相〉を備えていることになる。しかも声生論師が声性の喩を挙げている点は勝論学派も承認するため一応立量は成立する。ところが、この二量は全く相手を説得するに足りる立量とはなっておらず、〈宗〉を決定することができない過失である。

原：此中共者如言聲常所量性故常无常品皆共此因是故不定

訓：此れが中には、共とは聲は常なるべし、所量性なるが故にと言ふが如し。常と无常との品に皆、共に此の因あり。是の故に不定なり。

訳：此れ（〈六不定〉因の過失）の中で、〈共〔不定〕〉とは「声は常住である。所量性（量られるもの〔心によって量度される即ち思慮分別される〕）であるから」と言うような論証式である。常住と無常との〈同品〉（同類の虚空等）と〈異品〉（異類の瓶等）のすべてに、この「所量性」という〈因〉が存在する。このために〈共〔不定〕〉の〔過失因〕となってしまう。

解：〈共不定〉は、立量する〈因〉「所量性故」が〈同異〉二品に存在するという〈因〉の範囲が広すぎるために、包摂すべき〈同品〉のみならず、本来包摂してはいけない〈異品〉にも存在する。これは〈因〉の第三相〈異品遍無性〉を闕いている過失となる。名称の〈共〉は、〈同異二品〉に存在するので〈共〉と称することとなる。

『因明大疏』では声論師が仏法者に対して「声は常住である」という〈宗〉を立てる時に、心心所に量度される性質（所量性）を〈因〉とし、虚空等の常住法を〈同品〉とし、瓶等の無常法を〈異品〉として立量する<sup>22</sup>場合を挙げている。即ち上述の通り〈同品〉〈異品〉の二つに〈因〉が包摂されていて、〈同異二品〉に共に〈因〉が存在しているため〈宗〉は決定できない過失である。

ところで〈不定〉については「因喩相對」と「宗因相對」との二義の捉え方がある。前者は〈因〉が〈同異二品〉に存するために〈因三相〉の後一相（〈異品遍無性〉）を成り立たせないことを指し、後者は〈因〉が常住の〈宗〉とも無常の〈宗〉とも成り立たせられないことを指している。

原：爲如瓶等所量性故聲是无常爲如空等所量性故聲是其常

訓：瓶等の如く所量性なるが故に、聲は是れ無常なりと爲んや。空等の如く所量性なるが故に、聲は是れ其れ常なりと爲んや。

訳：瓶等のように「心によって」量度される性質を存するために「声は無常である」とするのか、「或いは虚」空等のように「心によって」量度される性質を存するために「声は常住である」とするのか「、何れにしても過失がある」。

解：これを「爲し瓶等の如くや、所量性なるが故に、声は是れ無常とやせん」・「爲し空等の如くや、所量性なるが故に、声は是れ常とやせん」というように訓読して、立論者が〈不定因〉を立てたために対論者が〈不定因〉の過失を指摘する〈顕過破〉の例となると捉える見方がある<sup>23</sup>。これによって「声」は常無常の何れであるのかと難じる意味であるとして、因明規則に反する方を先に挙げ順じる方を後に挙げる「先違後順」と説明している。このような解釈は興味深い一つである。

ところで、『因明大疏』巻中<sup>24</sup>では、この『入論』文を〈不定〉のすがたを示していると述べている。〈宗〉には寛狭<sup>25</sup>があり、「声は無我である」と立てるのは寛宗、声以外の一切も無我であるために「声は無常である」と立てるのは狭宗と区別している。〈因〉にも寛狭があり、狭因の〈能立〉には寛狭の〈宗〉を成立させ、寛因（所量性の因）の〈能立〉はただ寛宗（無我）を成立させる。今は寛因が狭宗（常住）を成立させるために、これによって「所量性」の〈共因〉は其の法を成立させることになる。ただ共因は不共の法（常住の〈宗〉）であるのを簡別語がないとする場合にこそ〈共不定〉過失となるのが、今の「声は常住という〈宗〉、所量性なるが故にの〈因〉は〈同異二品〉に存在する」のである。

この〈共不定〉過失について〈比量〉を幾つかに分類できる。即ち〈比量〉には〈他比量〉・〈自比量〉・〈共比量〉の三種類がある。更に〈他比量〉には自・他・共の三〈共不定〉に分類され、〈自比量〉と〈共比量〉にも各々三つあって、合計九つの共（自他共の三〈共不定〉に各々三〈不定〉）<sup>26</sup>がある。ここでは他の共・自の共・共の共を取り上げると、『因明大疏』では、このように説明している。〈他比量〉には、もし仏法者側が数論学派を破斥して「あなたの主張する〔神〕我は〔轉變〕無常である。諦に撰すと許すが故に。許すところの〔二十三諦の〕大等の如し」と立てる。無常という〈宗〉は二十三諦を〈同品〉とし、自性諦を〈異品〉として、「諦に撰すと許すが故に」の〈因〉は〈同異品〉にみな包撰するとみなすと、それは〈共不定〉過失となる。もしこれが〈他比量〉でないとするならば、〈宗因喩〉は〈自教相違〉の過失に陥ってしまう。もし数論学派が「わたしの主張する〔神〕我は常住である。諦に撰すと許すが故に。許すところの自性〔諦〕の如し」と立てると、これは〈自比量〉となってしまう。

「〔神〕我は常住である」と立てる〈宗〉は、自性諦を〈同品〉とし、二十三諦の大等を〈異品〉とする。「諦に撰すと許すが故に」という〈因〉は〈同異二品〉に包撰すると、これは〈自比量〉の中の自の〈共不定〉となる。更に『入論』所説は其の共（共比量の共許共不定）にあっている。このように『入論』の過失例に挙げられる〈共不定〉だけでなく、それと異なる

〈不定因〉の幾つかも説明しているわけである<sup>27</sup>。

#### 註記

- 1 『岐阜聖徳学園大学仏教文化研究所紀要』二一号（二〇二一年三月）。
- 2 “Yin Ming 因明 in Chinese Buddhism” Yiu-ming Fung Editor “*Dao Companion to Chinese Philosophy of Logic*”（二〇一七年）。また註1前稿の「附：因明論理考—記号論理学—」参照。
- 3 桂紹隆『インド人の論理学 問答法から帰納法へ』二七三（法蔵館文庫、二〇二一年一月初版中央公論社一九九八年一〇月）。ただし文脈上字句に「根拠」を加え「こと」を削除している。
- 4 『因明大疏』卷中(大正四四・一二一上)。
- 5 『因明大疏』卷中(大正四四・一二一上)。
- 6 『因明入正理論疏明燈鈔』卷四本（大正六八・三四三下）には声生論・声顕論の理解が示されている。なお郑伟宏《因明大疏校释、今释、研究》四二六（复旦大学出版社、二〇一〇年一月）には文軌の『因明入正理論疏』（『莊嚴疏』）に西方伝来解釈のあることを指摘している。
- 7 『因明大疏』卷中（大正四四・一二一上～下）。
- 8 『成唯識論述記』卷一末（大正四三・二五六下～二五七上）によれば、徳句二十四種内の「声」は耳のみの所取の一依を「声」とみ、「声」を含む十四種類の徳句は無常という。なおヴァイシェーシカ学派について本多恵『ヴァイシェーシカ哲学体系』（国書刊行会、一九九〇年二月）、宮元啓一『Daśapadārthī—an ancient Indian literature of thoroughly metaphysical realism 勝宗十句義論』（臨川書店、二〇〇七年七月）、宮元啓一『ヴァイシェーシカ・スートラー古代インドの分析主義的実在論哲学』（臨川書店、二〇〇九年七月）等がある。
- 9 註8参照。
- 10 『因明正理門論本』（大正三二・一中）。
- 11 善珠『因明入正理論疏明燈鈔』卷二末（大正六八・二六四下）。
- 12 蔵俊『因明大疏抄』卷一〇（大正六八・四八四上）。
- 13 火には能造の火大である性火と所造の事火との二種がある（『因明大疏』卷中、大正四四・一二一下～一二二上）。この事火を厨等（厨房等）と説明している箇所は遠近処に事火があるとする『因明大疏』卷中（大正四四・一二二上）。また明詮『因明大疏導』卷中（大正六九・一五九中～下）には明確に指示している。なお郑伟宏《因明大疏校释、今释、研究》四三六～四三七（复旦大学出版社、二〇一〇年一月）には性火・事火について説明を加えている。修訂本として繁体字本の鄭偉宏《因明大疏校釋 貳》（普陀山佛學叢書）四八八～四八九（中西書局、二〇二〇年一月）がある。
- 14 『因明大疏』卷中（大正四四・一二一下～一二二上）。
- 15 『因明大疏』卷中（大正四四・一二二上）。
- 16 『因明大疏』卷中（大正四四・一一八上）・『勝宗十句義論』（大正五四・一二六四中）及び全体を説く『成唯識論述記』卷一末（大正四三・二五五中～二六二下）。
- 17 『因明大疏』卷中（大正四四・一二二下）。
- 18 サーンキヤ学派には川崎信定『インドの思想』（筑摩書房、二〇一九年一月〔放送大学教育振興会一九九三年三月初版〕）、宮元啓一『インドの「二元論哲学」を読む—イーシュヴァラクリシュナ『サーンキヤ・カーリカー』』（春秋社、二〇〇八年四月）、本多恵『サーンキヤ哲学研究』（春秋社、一九八一年二月）等がある。なお基の数論理解と漢訳『金七十論』の数論とは相違がある点は、興津香織「基師の数論と『金七十論』」（『印仏研究』六七—二、二〇一九年三月）がある。
- 19 『因明正理門論本』（大正三二・一中）。
- 20 註2 3参照。
- 21 註2 3参照。
- 22 『因明大疏』卷中（大正四四・一二三中）。
- 23 湯次了栄『因明本作法講義』（龍谷叢書第一編）一二七（一九一三年五月）。

24『因明大疏』巻中（大正四四・一二三中）。

25〈宗〉〈因〉に寛狭のあることは神泰『理門論述記』（大正四四・八八中）にも指摘している。なお繁体字本の鄭偉宏《因明大疏校釋 貳》（普陀山佛學叢書）五一六～五一七（中西書局、二〇二〇年一二月）参照。

26蔵俊『因明大疏抄』巻一八「共不定有九之事」（大正六八・五五八中～五五九上）として該当する諸論を引用している。

27『因明大疏』巻中（大正四四・一二三下）。

18H00609に関する研究成果である。